

市役所等公共施設整備基本計画 (H28.12 策定)



新庁舎の規模

- 5階建 (高齢者生きがいセンターを撤去し、上記公共施設に整備した場合)
- 8階建 (高齢者生きがいセンターを、存置した場合)
- ※ 市街化調整区域のため、新庁舎は、既存敷地内での建替として計画

課題・問題点

- 高層階の建物は、景観上なじまない。
- 現在の西庁舎の辺りに新庁舎を建設するため、建設前に、下記準備(財源確保)が必要。
  - 西庁舎内の公民館、子育て支援センター等の上記公共施設への整備
  - 仮設庁舎の設置及び引越2回(情報課・生涯学習課・教育総務課・悩みごと相談室・監査委員事務局)

■市役所周辺整備準備室 設置 (令和元年度)

○市役所周辺整備プロジェクト・チーム 設置

- ・庁内での横断的な検討を実施

- 将来の市役所周辺整備計画地のゾーニング
- 新庁舎、新体育館の標準的な規模機能
- 市街化区域編入
- 用地取得  
事業認定・農振除外

検討

○県都市計画課との調整

- ・市街化区域編入 可能
- ・新庁舎を第2駐車場に建築可能

○県用地課との調整

- ・土地収用法事業認定 可能 (段階的に申請)

第1段階：配置図①②の取得

現状で、市役所の駐車場が不足しているため(緊急的対応)

第2段階：配置図③の取得

新庁舎が市役所第2駐車場に建設され、駐車場が不足するため

第3段階：配置図④の取得

新体育館を建設するため

○農振除外(②③④)に関する調整

- ・農振除外 可能 (段階的に申請)

土地収用法事業認定と同理由

整備範囲  
4.8ha

市街化区域  
編入範囲  
2.8ha

用地取得範囲

- ① 約250㎡
- ② 約1,250㎡
- ③ 約7,700㎡
- ④ 約14,000㎡

長久手市スポーツ施設等整備計画策定支援業務報告書



検討後

- 新庁舎は、景観・構造に配慮した建物高さ
- 財源抑制
  - ・西庁舎の機能確保は、既存公共施設の利活用により確保予定
  - ・引越は、1回のみとできる
  - ・収益ゾーンを配置し、財源を確保
- 緑あふれる交流空間の整備 (緑地率20%以上)

駐車場整備スケジュール								
	R3/4～	7～	10～	1～	R4/4～	6～	3	
用地取得	①の土地				・契約引き渡し			
	②の土地					・契約引き渡し		
駐車場整備工事						【工期】 用地取得後からR5.3末頃 ※整備工事の着手は①、②の土地同時期		
その他	愛知県用地課事前調整		用地説明会	愛知県用地課書類提出	税務署協議			